

社会保険 いばらき

9

平成30年9月分保険料から新しい標準報酬月額で計算・控除して下さい

2018 September
NO.482

- 社会保険料は納付期限までの納入をお願いします
- 国民年金保険料納付書をお送りしました
- 協会けんぽ平成29年度決算及び事業報告について
- あなたの職場に健康づくりの講師を派遣します



「ヒマワリの風景」(撮影・八郷町)：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

平成30年9月分の保険料から

新しい標準報酬月額で計算し控除してください

本年7月に提出していただいた「算定基礎届」により、新しい標準報酬月額が決定いたしました。この標準報酬月額は、今後、昇給や降給などにより月額変更該当する場合を除き、平成30年9月から平成31年8月分までの1年間の保険料や保険給付額の基礎となります。

○ 新しい保険料の控除はいつから

保険料の控除は、原則、前月分の保険料を当月支払われる給与から控除することになっています。したがって、新しく決定された標準報酬月額による保険料控除は、平成30年10月に支払われる給与からとなります。

○ 年金支給額が変わる場合があります

在職中で老齢厚生年金を受給されている方は、標準報酬月額の改定により、年金の支給額が変わったり、全額停止になる場合があります。

○ 被保険者の方に通知してください

事業主の方は、標準報酬月額の決定または改定等があった場合は、その内容を速やかに被保険者へ通知することになっております。

通知方法は任意ですが、明確かつ確実に通知するようお願い致します。

社会保険料は納付期限までの納入をお願いします。

社会保険料は事業主と被保険者が折半で納め、その保険料は健康保険の給付や医療費、介護保険の介護サービス、厚生年金保険の年金給付に充てられる非常に大切な財源となっています。制度の趣旨をご理解のうえ、保険料は必ず納付期限内に納めていただくよう事業主さまのご協力をお願いします。

保険料は月単位で

健康保険や厚生年金などの保険料は月単位で計算され、月途中の入退社でも日割り計算はされません。なお、同一月内に被保険者資格を取得・喪失し、同じ月内に国民年金の被保険者または社会保険の適用事業所に再就職した場合、厚生年金保険料は納付が不要となるため、後日お返しするためのご連絡を差し上げます。したがって、一旦は1ヶ月分の保険料をご負担いただくこととなっております。ただし、健康保険料や介護保険料は徴収しなければなりません。

給与からの被保険者分控除

事業主は、被保険者に支払う給与から被保険者負担分の保険料を控除する場合、前月分の保険料を控除します。

納付義務

事業主は、事業主負担分の保険料と合わせて納付期限までに納めなければなりません。
なお、保険料の納入は口座振替が便利です。

1円未満の端数計算

被保険者負担分の保険料に1円未満の端数が生じた場合、事業主と被保険者との間で契約を結んでいない限り、次のように取り扱います。

● 源泉徴収する場合

事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

● 源泉徴収しない場合

被保険者が被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

詳しくは

年金加入者ダイヤル (0570-007-123) (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913)
又は **お近くの年金事務所** へお問い合わせ下さい。

国民年金保険料の納付書をお送りしました

日本年金機構では、過年度（平成28年度、平成29年度）に国民年金保険料の納め忘れがあると思われる期間がある方へ、納付書をお送りしました。

○ 発送日

平成30年7月18日郵便局持込

○ お送りしたもの

- ・ 送付書
- ・ 国民年金保険料納付書
- ・ リーフレット

送付書に国民年金保険料を納めていない期間、金額、使用期限を記載しています。平成30年6月13日時点の情報に基づき発行していますので、すでに納めた期間や免除等が承認された期間が未納と表示されている場合があります。あらかじめご了承ください。

○ 保険料の納め方

お近くの金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどで納めてください。

○ その他

ご不明な点は、お近くの年金事務所または封筒の裏面に記載されている「ねんきん加入者ダイヤル (0570-003-004 (050から始まる電話でおかけになる場合は03-6630-2525))」へご連絡ください。
国民年金保険料は、納付期限（納付対象月の翌月末日）から2年を経過すると時効になりますが、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる後納制度がご利用できます。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

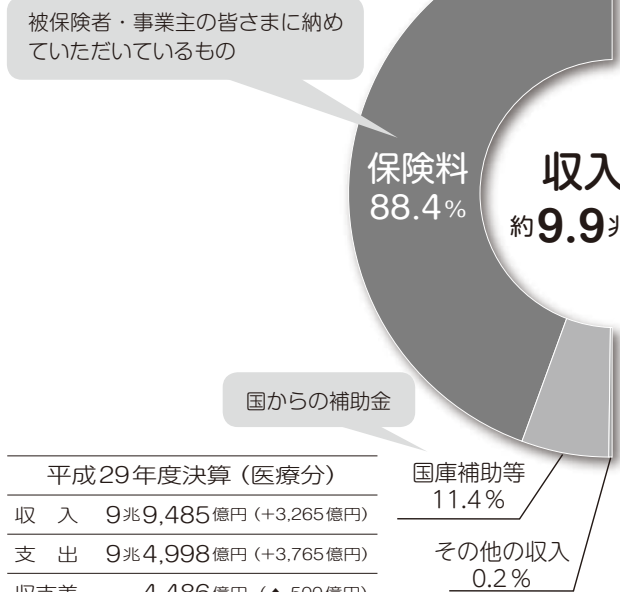
協会けんぽ 平成29年度決算のお知らせ

依然として医療費の伸びが賃金の伸びを上回り、協会財政の赤字構造は解消されていません。

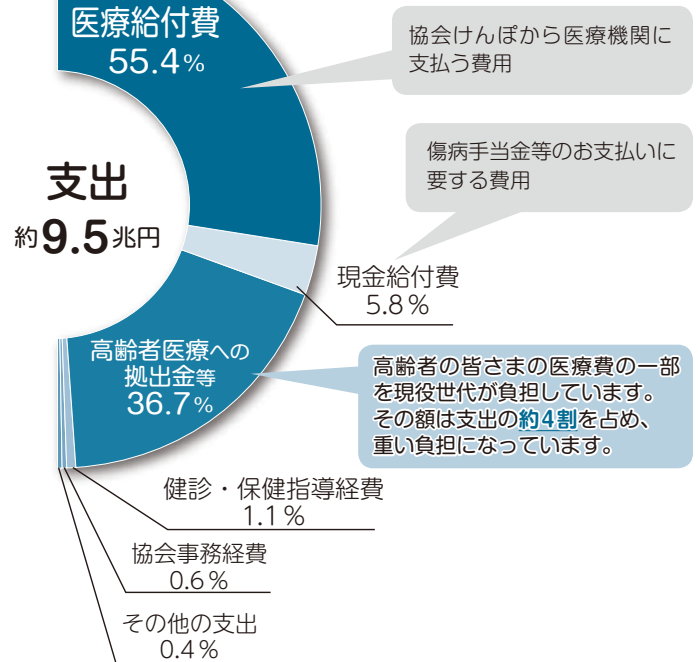
平成29年度の決算（医療分）については以下のとおりです。

【協会けんぽ平成29年度決算（医療分）】

収入



支出



※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。
※より詳しい内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

平成29年度決算はどういう内容ですか？

収入…前年度に比べ3,265億円の増加

要因

- ・保険料を負担する被保険者数の増加 (+3.9%)
- ・被保険者の賃金増加 (+0.6%)

支出…前年度に比べ3,765億円の増加

要因

- ・加入者数の増加 (+2.5%)
→これにより保険給付費が2,366億円増加
- ・高齢者医療への拠出金等の増加 (+1,235億円)※
※高齢者医療費の伸びに加えて、近年、拠出金の伸びを抑制していたマイナス精算（拠出金等の概算納付分の戻り）の影響がなかったことが要因。

この結果、29年度の収支差は前年度から500億円減少し、プラス4,486億円、準備金残高は2兆2,573億円となりました。

収支差がプラスということは、協会けんぽの財政が良くなったのでしょうか？

29年度の決算における収支差はプラスですが、収入の増加に対し、保険給付費や高齢者医療への拠出金等の支出の増加が上回り、収支差は前年度から500億円減少しています。このように保険給付費の増加のほか、拠出金等について、制度改正※により伸びが抑制されている29年度においても大幅に増加し、**収支差は減少する傾向があることについて、十分留意が必要です。**

※後期高齢者支援金計算における総報酬割の導入（これにより支援金負担（支出）が減少する）や退職者医療制度の新規適用の終了（これにより退職者給付拠出金負担（支出）が徐々に減少する）

ご存じですか？

加入者の皆さまの保険料1万円当たりの使い道

- ◆病院等を受診した時の医療費 約5,543円
- ◆高齢者の皆さまの医療費への拠出金 約3,675円
- ◆病気で職場を休んだ際の手当金や出産した時の給付金 約575円
- ◆健診・保健指導経費 約109円
- ◆協会けんぽの事務経費 約59円
- ◆その他の支出 約39円

計 10,000円

協会けんぽ茨城支部 平成29年度事業報告について

平成29年度の事業報告の一部をご紹介します。

※平成29年度の事業報告書は、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽ茨城支部へお問い合わせいただけますようお願いいたします。
※記載されている数値は、平成30年3月末時点のものです。

平成30年度に向けた取り組み

インセンティブ（報奨金）制度の導入

この制度は協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取り組みに応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、それを「健康保険料率」に反映させるものです。

全ての事業主、加入者の方々の健康への取り組みが医療費適正化につながります。協会けんぽも皆様の取り組みを全力でサポートさせていただきますので、共に取り組んでいきましょう。

1～5の割合が高ければ高いほど、また、前年度からの伸びが大きければ大きいほど、茨城支部の得点数が上がるため、保険料率の引き下げにつながります。

【茨城支部の現状（平成27・28年度データを用いたシミュレーション）】

インセンティブ制度の対象項目（評価指標）	実績値	得点	全国順位
1 健診の受診率（上昇幅含む）	50.4%	54.1	14位
2 特定保健指導の実施率（上昇幅含む）	15.5%	52.6	16位
3 特定保健指導対象者の減少率	33.2%	34.5	44位
4 要治療者の医療機関受診率（上昇幅含む）	10.2%	68.0	2位
5 後発医薬品の使用割合（上昇幅含む）	67.6%	47.8	32位
総得点		257.0	15位

保健事業・データヘルス計画の推進

茨城支部のデータヘルス計画

データヘルス計画とは、国の方針に基づき、協会けんぽなどの医療保険者が保有するレセプト（診療報酬明細書）や特定健診などのデータの分析を行い、加入者の健康づくりや疾病予防、重症化予防といった保健事業を効率的・効果的に取り組むための事業計画です。

茨城支部におきましても、以下の事業についてデータヘルス計画に盛り込み、実施しています。

●特定健診・特定保健指導の推進

健診受診環境の整備、受診勧奨・健診結果データ取得事業の実施。外部委託機関による効率的な保健指導の実施。

●重症化予防対策の推進

未治療者への早期受診勧奨、糖尿病性腎症の予防対策の取り組み。

●健康経営（コラボヘルス）の推進

「健康づくり推進事業所認定制度」への参加促進、健康実態に着目した健康づくり事業の実施。

【茨城支部の平成29年度 保健事業の実績は下表のとおりとなりました】

保健事業内容	実績（前年度）	全国（前年度）	
生活習慣病予防健診 実施率 被保険者	53.3% (51.2%)	49.6% (48.5%)	
特定健康診査 実施率 被扶養者	27.9% (29.9%)	23.2% (22.2%)	
事業者健診データの取得率 被保険者	8.5% (9.7%)	6.4% (6.2%)	
特定保健指導実施率	被保険者	16.6% (15.3%)	13.7% (13.3%)
	被扶養者	3.6% (0.9%)	4.5% (3.6%)

医療費適正化の取り組み

「ジェネリック医薬品軽減額のお知らせ」をお送りしています

医療機関を受診された方のうち、一定条件を満たす方に、現在使用されている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の1ヵ月の自己負担額の軽減額をお知らせするものです。

平成29年度お知らせの効果
(茨城支部)

- お知らせ対象者…… 1回目70,471人、2回目65,907人
- お知らせの効果……ジェネリックへ変更した人 18,527人（1回目）
※2回目は集計中 医療費軽減効果 3億7,832円（1回目）



被扶養者資格の再確認

協会けんぽでは、毎年6月から7月にかけて、被扶養者資格の再確認業務を行っています。平成29年度は、この確認を通じて、約7.6万人の被扶養者の資格が解除となり、**高齢者医療制度への支援金等の負担が約18.4億円削減**されました。ご協力ありがとうございました。

【茨城県医師会主催】
生活習慣病中央地区健康フォーラム

無料で血管年齢を測定してみませんか？

協会けんぽ茨城支部では、茨城県医師会との「健康づくりの推進に向けた覚書」に基づき、「生活習慣病中央地区健康フォーラム～生活習慣病になりにくい身体づくり～」に参加します！体験コーナーで無料の血管年齢測定を行いますので、ぜひご来場ください！

日時 平成30年9月29日（土）12:30～16:00

お申込みお問い合わせ **茨城県医師会** TEL.029-241-8446
〒310-0852 水戸市笠原町489 FAX.029-243-5071

場所 茨城県メディカルセンター
1階研修講堂 水戸市笠原町489【定員480名】

※ご参加にあたっては事前申込（無料）が必要です。詳しくは、茨城県医師会のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ
〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/
企画総務グループ ☎029-303-1580

茨城県社会保険協会からのお知らせ

あなたの職場に健康づくりの講師を派遣します

茨城県社会保険協会では、被保険者の健康づくりに関する講習会を実施しています。都合の良い日時にご希望の講師が職場またはご用意された会場へお伺いしますので、職場の研修等にご活用ください。

体力づくり講習会

健康運動指導士を派遣し、健康体操等の講話や実技指導を行います。

健康づくり講習会

管理栄養士等を派遣し、ご希望に応じたテーマで講習会を行います。

テーマ

- 病気の予防
- 生活習慣病等

費用は無料

茨城県社会保険協会が負担します。

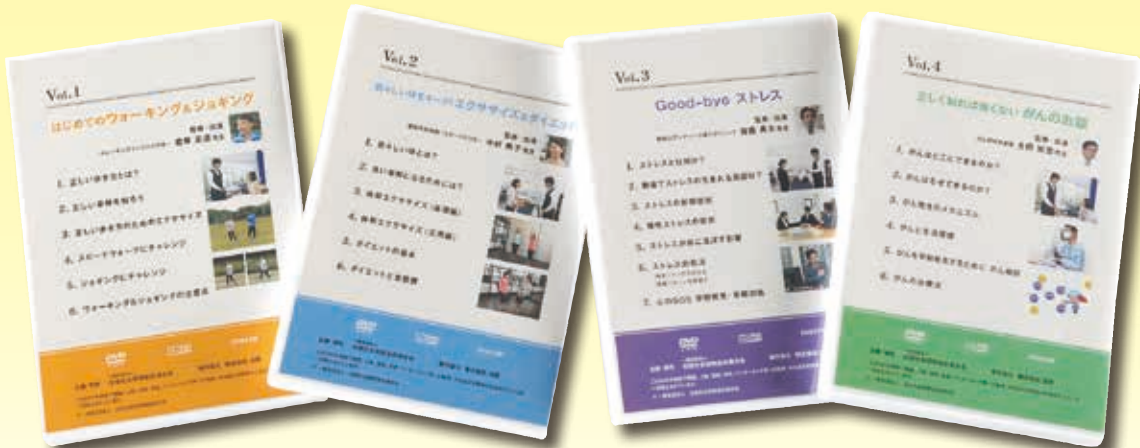
申込方法

事業所で、日時、会場の設定と講演等の内容を定めて茨城県社会保険協会へお申し込みください。なお、講師の都合等がありますので、1ヵ月くらいの余裕をもってお申し込みください。

健康づくりDVD貸出しのご案内

茨城県社会保険協会では、職場の健康づくりに役立てていただくために、健康づくりDVDの貸出しを行っています。職場の研修などの際にご活用ください。

なお、ご用意しているDVDは次の4本です。



Vol.1 はじめてのウォーキング&ジョギング

Vol.2 若々しい体をキープ！エクササイズ&ダイエット

Vol.3 Good-bye ストレス

Vol.4 正しく知れば恐くないがんのお話

※在庫の状況により貸出しまでにお時間をいただく場合がございます。

※貸出期間は2週間程度を予定していますが変更もできます。

※返却の際の送料は貴社にてご負担くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ
お申し込み

一般財団法人 茨城県社会保険協会

TEL 029-226-8005 FAX 029-231-2522

〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階